

放送大学学園インターネット配信公開講座委員会規程

令和2年7月6日
放送大学学園規程第1号
改正 令和6年4月9日

(設置)

第1条 放送大学学園に、インターネット配信公開講座の運営に関する事項を審議するため、インターネット配信公開講座委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 インターネット配信公開講座のコンテンツの制作計画及び配信計画に関すること
- 二 インターネット配信公開講座に係る情報システムの運用及び改修に関すること
- 三 インターネット配信公開講座に係る予算管理に関すること
- 四 生涯学習支援委員会、放送番組編成制作委員会その他関係する委員会等との連携に関する
こと
- 五 その他、インターネット配信公開講座の運営に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 情報担当の理事
- 二 学長が指名する副学長
- 三 学部の各コースを代表する教員各1人
- 四 学長が指名する学習センター所長
- 五 次世代教育研究開発センター長
- 六 情報部長、放送部長、制作部長及び総合戦略企画室長
- 七 その他委員長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、情報担当の理事をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、関係部課室の協力の下、情報部情報推進課において処理する。

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和2年7月6日から施行する。

附 則 (令和6年4月9日)

この規程は、令和6年4月9日から施行し、令和6年4月1日に適用する。